

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当は、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭等に対して支給する。 ・児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 児童扶養手当の各種請求の受理、審査、認定、通知に関する事務 2 児童扶養手当の各種届出の受理、審査、認定、通知に関する事務 3 関係機関、他自治体へ児童扶養手当支給に関する資料の提供を求める事務 4 児童扶養手当支給に関する事務 5 児童扶養手当受給資格者台帳管理に関する事務 6 関係機関、他自治体からの児童扶養手当支給に係る資料の提供依頼に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童扶養手当システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、12、19、26の2、35、36、44、53条及び59条の2 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(57の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部社会福祉課 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 電話 0790-63-3067 / FAX 0790-63-3140
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 電話 0790-63-3067 / FAX 0790-63-3140

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5-②法令上の根拠(情報提供の根拠)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12、19、35、36、44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、12、19、35、36、44及び59条の2	事後	見直しによるもの
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	-	項目の変更	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の変更	事後	新様式によるもの
令和2年10月30日	I-4-②法令上の根拠(情報提供の根拠)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87及び116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、12、19、35、36、44及び59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、12、19、35、36、44、53条及び59条の2	事後	見直しによるもの
令和2年10月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠(情報提供の根拠)	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法律の改正によるもの
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠(情報照会の根拠)	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法律の改正によるもの
令和3年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年9月30日	I-4-②法令上の根拠(情報提供の根拠)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、12、19、35、36、44、53条及び59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、12、19、26の2、35、36、44、53条及び59条の2	事後	見直しによるもの
令和5年9月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	